

# 学校いじめ防止基本方針(R8年度)

九重町立野矢小学校

## 1 学校いじめ防止基本方針

全国的にいじめ問題は、深刻な社会問題であり、自らの命を絶ったり学校に行けなかったりする児童生徒が多くいることも事実である。本校においては、いじめのアンケート調査で令和7年度はいじめが4件確認された。いじめはどんな場面でも起こりうるものとして、常に危機意識を持ち、教職員をはじめ、保護者・地域と協力しながら、学校一丸となって取り組む最重要課題の一つである。これまで、未然防止、早期発見・早期対応を行ってきたが今後も継続した取り組みが求められている。また、最近はインターネットを利用したいじめも発生も報告されていることもあり、よりいっそうの発見・解決が難しい状態が出てきている。そこで、いじめ防止の基本方針を策定し、学校として組織的な対応をすることで未然防止、早期発見・早期解決を目指したい。

また、いじめについては次のような理念のもと対応にあたるものとする。

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよういじめの防止等の対策を行う。その場合、「いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ということについて、児童が十分に理解できるようにする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すものとする。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法 第2条より」

### (2) いじめに対する基本的な考え方

- ① 指導にあたっては、どのような社会にあっても、けっして許されない。いじめる側が悪いという明快な一事を、毅然とした態度で児童に指導を行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。
- ② 教職員は、子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしという認識は持たない。
- ③ 児童の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、いじめを見つけるための積極的な取組を行う。また、いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。

- ④ いじめられる児童や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを、教職員が、言葉と態度で示す。特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教師、親に必ず相談するようにする（まして、自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないこと）を、メッセージとして伝える。
- ⑤ 児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図る。いじめの訴え等を学級担任が一人で抱え込むようなことはあってはならず、校長に適切な報告等がなされるようにする。それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する。
- ⑥ いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担うものである。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しき、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。そこで、いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。また、地域を挙げた取組も急務である。
- ⑦ いじめを行う児童に対しては、一定期間、校内においてほかの児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが有効な場合もある。さらに、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童を守るために、いじめる児童に対し出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求めたりなど、厳しい対応策をとることも必要である。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童生徒については、警察との連携を積極的に図る。これらの措置を講ずることについて、教育委員会や保護者との間に、日頃から十分な共通理解を持っておくことが大切である。

以上のような基本的な考え方に基づいて、学校が一致団結していじめ問題に取り組むものとする。

### (3) いじめの集団構造と態様

いじめの構造（いじめの4層構造）は、次のような構造である。（森田洋司 1986年）

- いじめる生徒
- 観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）
- 傍観者（見て見ない振りをする）
- いじめられる生徒

いじめの持続や拡大には、いじめる生徒といじめられる生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担っている。

また、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる

- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

よって、常にこのいじめの集団構造を理解し、学校やクラスの状態を注意深く観察・把握しながら、現象として現れる態様を見落とさぬよう対応していくことが重要である。

### 3 いじめ防止の基本的な方向と取組

#### (1) 指導体制、組織体制

##### ○ 実効性ある指導体制

##### ① 連絡体制の確立（現状と課題の共有）

いじめの問題については、その件数が多いか・少ないかの問題以上に、これが生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができたかが重要となるものであり、教育委員会と相互の連絡・報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応をとる。

##### ② 教職員の組織体制を確立し、全教職員で指導に取り組む（指導方針の徹底）

教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する。

##### ③ リーダーによる指導体制の確立（行動内容の具現化）

校長、教頭、生徒指導主事等は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切にフォローする。

##### ④ 個々の教職員へのフォロー体制の確立（役割分担の明確化）

いじめの訴え等を学級担任が一人で抱え込むようなことがないようにする。場合によっては、校内で支援チームを作り、組織的に対応する。

##### ○ 実効性のある組織体制

#### いじめ防止委員会の設置

#### （検討内容）

- ・ 学校いじめ防止基本方針の作成、見直し
- ・ 年間指導計画の作成
- ・ 校内研修会の企画、立案
- ・ 調査結果、報告等の情報の整理、分析
- ・ いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- ・ 配慮を必要とする児童への支援

#### （メンバー）

（校内）管理職・教務主任・生活指導主任・教育相談コーディネーター・養護教諭

（外部）PTA代表、地域代表、社会教育関係者等

(2) 年間指導計画

	年間指導計画	教職員研修
4月	学級づくり	学級集団づくり・児童の情報交換
5月	運動会を通しての仲間づくり	
6月	人権集会 いじめアンケート実施と分析	アンケート分析結果の共有
7月		I学期の取組の振り返り 「人権を考える講演の夕べ」への参加
8月	平和学習	アンケート結果の分析・個人面談の情報共有、 いじめ対応研修
9月		
10月	文化祭を通しての仲間づくり	
11月	いじめアンケート実施と分析	県・町主催研修会への参加
12月	教育相談(個人面談)・人権学習	保護者への啓発、3学期に向けての準備、2学 期の取組の振り返り 「いのち・愛・人権フェスティバル」への参加
1月		アンケート分析結果・個人面談の情報共有
2月	教育相談(個人面談)・人権学習 アンケート実施と分析	
3月		研修会(1年の振り返り)

4 いじめ防止の措置

(1) いじめの防止のために次の事項に取り組む

- ◇学習指導の充実
  - ・学びに向かう集団づくり
  - ・意欲的に取り組む授業づくり
- ◇特別活動、道徳教育の充実
  - ・ホームルーム活動の充実
  - ・ボランティア活動の充実
- ◇人権教育の充実
  - ・人権意識の高揚
  - ・講演会等の開催
- ◇情報モラル教育の充実
- ◇教育相談の充実
  - ・面談の定期開催
- ◇保護者・地域との連携
  - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
  - ・学校公開の実施

(2) 早期発見のために次の事項に取り組む

- ・アンケート、個人面談、生活ノートなどで子どもの変化を見逃さない。
- ・保護者が相談しやすい環境を日頃からつくる。
- ・授業・休み時間・清掃・給食・部活動などで観察をおこない、教職員で情報交換をする。  
(一人教員の一方的な見方で判断しない)
- ・校内組織をつくり、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・養護教諭などと連携する。
- ・ほっとスペースとの連携を図る。
- ・職員会議で議題を設けて情報交換をする。

## いじめ発見のためのチェックポイント

場 面	いじめのサイン	チェック
登下校時・朝	カバンを持たされている。	
	欠席する(欠席したいと言う:頭痛、腹痛等)。(月3日以上)	
休み時間	遊ぶ友だちが変わる。	
	別のグループの子といることが多くなる。	
	休み時間の終わりにいつもボールなどの片付けをさせられている。	
	ふざけあっているように見えるが、表情が笑ってない。	
	休み時間1人でいることが多くなる。	
	休み時間、保健室や図書室などにいることが多くなる。	
	よく職員室に来るようになる、職員室のまわりをうろろしている。	
授業中	その子が発言すると、ふざけた反応が返ってくる、もしくは、しらける。	
	成績が急に下がる。	
	忘れ物が多くなる。	
	机や教科書、ノートなどに落書きが目立つ。	
	係などを決めるときに、ふざけて推薦される。	
	グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする。	
給食中	その子が配膳した給食を誰もとらない。	
	給食や弁当を1人で食べている。	
	重い物や汚れたものを持たされることが多い。	
生活全般	元気がない。	
	声が小さくなる。	
	学級日誌や班ノートの記述が少なくなる。	
	持ち物を隠される。	
	他の子から強い口調でよばれたり、呼び捨てにされている、あだ名で呼ばれる。	
	きついことや悪口を言われたり、命令されている。	
	その子の持ち物にさわりたいがらない。	
	隣の子が、机を少し離す。	
	すれ違うとき、微妙(明らか)によける。	
	教職員と視線を合わさない。	
	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。	
	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。	

### (3) いじめの対応

#### ① いじめられている児童への対応

##### ○ 早期対応と事実関係の究明

- ・いじめを受けている児童等の心理的圧迫感をしっかり受け止める。
- ・当事者だけでなく、周囲の友だちから事情を聞く。
- ・事情を聞く場合は、個別対応しに客観的な事実と主観的な思い(いじめられる児童生徒からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあったりすること)を整理しておく。

##### ○ いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応

- ・児童に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー等の活用や、養護諭等との連携を積極的に図る。

##### ○ いじめを継続させないための弾力的な対応

- ・いじめられる児童には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、児童の立場に立って、緊急避難としての欠席を弾力的に認める。その際は、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫するなど十分な措置を講ずる。
- ・いじめられる児童又はいじめる児童のグループ替えや座席替えも行う。

#### ② いじめている児童への対応

- ・いじめは決して許されない行為であるといった毅然とした態度で指導にあたる。
- ・いじめられた側の心の痛みを理解させると同時に自分の行為が重大な結果に繋がったということを認識させる。
- ・保護者にいじめの事実や経緯を十分に説明し、いじめに至った背景なども探りながら二度とくり返さないように、継続的に指導していく。また、カウンセリング等が必要な場合は、関係機関と連携し対応する。

#### ③ 友人、知人(観衆、傍観者)への対応

- ・いじめがあるという相談が寄せられた場合、その児童たちの勇気を認め、教員と連携をとる方向で動く。
- ・いじめが続いている時は、周囲の児童の受ける精神的なストレスに留意する。
- ・傍観者もいじめへ荷担しているという認識で、学級指導や教科指導、道徳、その他学校生活のあらゆる場面を通じて、事後指導をしていく。

#### ④ 保護者及び関係機関との連携

##### ○ 家庭との連携

- ・保護者等からの訴えや相談を受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む。
- ・いじめへの対応の理解や協力をもとめる。

##### ○ 地域社会との連携

- ・いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。

- ・いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設ける。
- ・PTAと学校との実質的な連絡協議の場を確保する。
- ・実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保する

#### ○関係機関との連携

##### ◇警察との連携

- ・暴力行為、金銭の強要など犯罪に関わる場合は、警察とも連携して対応にあたる。

##### ◇教育委員会との連携

- ・いじめを発見した場合は、教育委員会に報告をする。
- ・特に重大（生命の危機や犯罪にかかわるもの等）な事案の場合は、直ちに報告をし、対応については十分に協議する。

##### ◇その他関係機関との協力

- ・医療機関、児童相談所、人権擁護委員会などと協力が必要な場合は、教育委員会に報告し、教育委員会にコーディネーター的な役割を依頼し連携をしていく。

### 5 ネットいじめへの対応

#### ①児童生徒への対応

##### ○被害児童への対応

きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通す。

##### ○加害児童への対応

加害者自身がいじめに遭っていた場合もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べ、十分な配慮のもとで粘り強い指導を行う。

##### ○全校の児童への対応

個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校児童への指導を行う。

#### ②保護者への対応

迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

#### ③書き込みのサイトへの削除依頼

サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べ、削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に依頼する。

6 重大事態への対応

いじめ防止対応組織

**いじめ対策の基本**

- 1 早期発見・早期対応
  - いじめの小さなサインを見逃さず、しっかりと捉え、察知した問題をケースに応じ迅速かつ適切に指導すること。
- 2 組織的な対応
  - いじめ対策委員会を機能させ、組織的な取組を徹底して進めること。
- 3 関係機関との連携
  - ケースによって、学校だけの指導に固執せず、保護者、教育委員会、警察、児童相談所など関係機関との連携体制のもとで指導・対応にあたること。

